

平成23年3月18日

財団法人 笹川記念保健協力財団
理事長 紀伊國 献三 殿

施設名 社会福祉法人 聖隷福祉事業団

代表者 理事長 山本 敏博



平成22年度ホスピス緩和ケアナース養成研究事業助成
に係る報告書の提出について

標記について、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 研究・研修事業 平成22年度ホスピス緩和ケアナース養成研究事業
- 2 期 間 平成22年 4月 1日 ～ 平成23年 3月31日
- 3 報 告 書
 - I 事業の目的・方法
 - II 内容・実施経過
 - III 成果
(上記I～IIIをA4縦判・横書 6,000字程度にまとめる)
 - IV 収支報告
 - ①助成金の主な使途(人件費以外は領収書等の証憑書類を添付)
 - ②当該助成金に関わる部分の決算書「写」
(貴機関の全会計決算書でなく、当該助成計上部分のみで可)

* 決算期の関係で平成23年3月18日(金)までに「写」を提出できないときは提出予定日を記入
(提出予定日：平成23年6月1日)
 - V 添付書類
当該施設の研修カリキュラム(パンフレットでも可)

I 事業の目的・方法

現在全国で200余の施設が届出を受理されホスピス・緩和ケアを実施している。この数は今後さらに増加すると予測されるが、ホスピスや緩和ケア病棟に従事する熟練ナースが不足している。こうした状況に鑑み、ホスピスケアの質の向上を図るため、当院のホスピスにおいて①ホスピスケアの実際を通してナースとして必要な知識、技術、態度を学ぶこと、②ホスピスケアを行なう上で必要な情報を収集した今後の看護実践に役立てること、を目的として研修事業を実施した。研修はホスピスにおいて実技・実習に重点を置いて専門的訓練を行ない、研修生各自のレジネス・目標に沿いながら、以下の点を習得できるように支援する。

- ① 緩和ケアの基本的理念を理解する
- ② 緩和ケアに必要な知識・技術を習得する
- ③ 患者や家族の心理を理解し、こころのケアに対する知識・技術を習得する
- ④ チーム医療の理念を理解し、チームアプローチが実践できる能力を養う
- ⑤ 学習を統合し、緩和ケアに対する知識・技術を深めることができる

研修は、目標と研修計画に沿って研修生の主体的な取り組みの中で行なわれ、当院のホスピス看護スタッフ、および医師・栄養士・医療ソーシャルワーカー等の関連専門職によって行なわれた。

研修事業と平行して、ホスピス・緩和ケア病棟における看護職をはじめとする専門スタッフの研修のあり方について、研修事業の実践を通じた研究を行ない、十分な識見と経験を積んだ専門スタッフ養成方策を追求した。

以上のような方法で研修・研究事業を実施し、もってホスピス・緩和ケア教育体制の充実に寄与することを目的とした。

II 事業の内容・実施経過

1. 研修内容

1) 研修の受入対象

研修生として受け入れるものを以下の通り定めた。

ア) 日本看護協会「緩和ケアナース養成事業」受講中のもの

2) 研修期間

原則として3週間。

3) 受入可能人数

研修生の受入は、同時期に2名を限度とする。

4) 研修方法

ア) 研修生はホスピススタッフと行動を共にし、ホスピスケアの実際について体験をとおして学ぶ。

イ) 必要な知識・技術を、講義・ビデオ等によって学ぶ。

ウ) 研修目標に対して、当院の研修担当者および臨床スタッフ支援を受けながら実践、評価、修正を行なう。

2. 事業の実施経過

平成22年	3月	研修カリキュラムの検討および決定
	6月	研修生2名受入（看護協会より）
	7月	研修生2名受入（看護協会より）
	8月	研修生2名受入（看護協会より）
	11月	研修生2名受入（看護協会より）
	12月	研修生2名受入（看護協会より）
平成23年	1月	研修生2名受入（看護協会より）

III 成果

1. 研修受入体制が確立したこと

今回、平成21年度に引き続き本研修研究事業の助成を実施することで、3週間コースを基礎とした看護職へのカリキュラムを活用できた。

そしてさらにホスピス課長・係長・認定看護師の研修における役割を明確にすることができた。平成21年度改訂したカリキュラムにより、研修担当者がオリエンテーションからふり返し、評価までを通して直接担当する体制が確立できている。そのために研修生の目標をより良い形で達成できる支援ができたと感じている。

2. 研修の評価

研修内容の評価については、平成21年度同様、ホスピスの理念やインフォームドコンセント、症状マネジメント、家族ケアなどについては成果を上げることができたと考えている。

チャプレンからホスピスチャプレンの業務について、MSWからホスピスケースワーカー業務について、歯科衛生士から癌患者への歯科介入について、栄養士からは栄養士の業務についてそれぞれ説明を行なった。他職場の専門性や価値観を学ぶことを通して、臨床におけるケアの充実についてあるいは他職種との連携を考える機会となったと考える。

ホスピス外来を見学することにより、ホスピスに入院するまでの患者、家族の気持ちの変化や、地域との連携について考える機会になったと考える。

3. 研修後の研修生の動向

研修生12名が、派遣元病院においてホスピス・緩和ケアに従事することとなっていることは大きな成果といえる。

4. ホスピスケア研究所

本研究事業の実施が契機となって、平成11年度より聖隷ホスピス附属ホスピスケア研究所を発足させている。

ホスピスケア研究所は、所長（ホスピス所長兼任）の下に、看護師 4 名（ホスピス課長、ホスピス係長、認定看護師）、医療ソーシャルワーカー 1 名をホスピスナース研修スタッフとしておき、研修受入体制の充実を図っている。

ホスピスナース研修以外のホスピスケア研究所の事業としては、第 1 に、医師その他の専門職について研修のあり方および研修の受入を行なうことである。平成 21 年度には医師の 1 年間研修 1 名の受入を実施した。第 2 には、見学者の対応である。月 1 回ないし 2 回のホスピスセミナーを開催し、ホスピス・緩和ケアについての理解を促進する事業を継続していく。平成 22 年度には 116 名の参加があった。

5. 研修事業の今後の課題

1) 研修生の研修範囲について

看護協会の「緩和ケアナース」以外の研修希望があるが、本事業の対象外であるため独自に受け入れることとなる。医師、ソーシャルワーカー、栄養士、臨床心理士など看護職以外の専門スタッフについても全国的に不足していると言われている。しかしながら看護職以外の研修を受け入れると、本来の対象者の受け入れ枠が減少するという矛盾に直面することとなる。

2) 当院における研修事業の課題

① 研修を受け入れる側（臨床側）の質の向上

教育担当者が中心になってカリキュラムの見直し、研修指導を行なっている。今後も研修生の目標を達成するためにより良い研修指導方法を臨床スタッフと共に共有・検討することが必要である。

また、緩和ケア経験の浅いスタッフが多いこともあり、緩和ケアの知識不足もある。見学実習ということもあり、研修指導が行き届かないこともある。病棟の看護の質の向上をしていくために教育プログラムの見直しも継続して行なっていく。

② 研修を受け入れるための人員充実

研修担当者による研修指導を実施しているが、より良く研修を実施するためには、研修指導ができる人員の充実が必要と考える。現状では研修担当者に大きな負荷がかかっており、何らかの改善がされなければならないと考える。

緩和ケアナース養成研修

I コース目標

ホスピス・緩和ケア病棟におけるケアの質の向上のために、緩和ケアの基本的な考え方を理解し、専門的知識・技術を習得した実践者を育成する

II 学習目標

1. 緩和ケアの基本的理念を理解する
2. 緩和ケアに必要な知識・技術を習得する
3. 患者や家族の心理を理解し、こころのケアに対する知識・技術を習得する
4. チーム医療の理念を理解し、チームアプローチが実践できる能力を養う
5. 学習を統合し、緩和ケアに対する知識技術を深めることができる

III 研修方法

1. 自己の研修目標にそって主体的に行動する
(自身の中で毎日の計画を立て、ふり返りを行なう)
2. チームスタッフと共に行動し、ケアの実際を体験する
3. カンファレンス・学習会への参加
4. 研修指導者と定期的にふり返りの場をもち、学習目標が達成されるよう計画の評価・修正を行なう

IV 研修内容

1. オリエンテーション
病院・看護部・病棟の概要、病棟設備、聖隷ホスピスの理念と基本方針
スタッフ紹介、看護体制
研修中の留意事項確認
研修における目標と希望を確認し、プログラムの調整を行なう
2. ホスピス病棟
看護師とペアになり患者・家族のケアの実際を体験する
体験の中から緩和ケアに必要な知識・技術・態度を学ぶ
講義で学んだ内容が実際のケアのなかでどのように実践されているのかを知り、学びを深める
カンファレンスや学習会に参加し、専門的知識を深めると共に積極的に意見交換を行なう
他職種の役割を理解し、他職種との連携やスタッフとの意見交換を通して、チームアプローチの実際を学ぶ
3. ホスピス外来
ホスピス外来の機能を知り、地域との連携を学ぶ
4. 学習目標が達成されたか評価を行ない、自己の課題を明らかにする

V 研修にあたっての留意事項

- ・研修日は原則として月曜日から金曜日の日勤帯とする
夜間の実習は行わない
勉強会への参加は自由である
- ・研修生は課題を明確にして、行動する
- ・研修生はカンファレンスに参加し、チームの一員としてディスカッションする
- ・研修生はナースコールや電話の応対はしない
- ・研修生は必ず臨床スタッフとともに行動する
ケアの責任は課長にある
- ・研修生は、当日の目標や計画を研修開始時に臨床スタッフに伝え、調整する
看護師とペアで動く日は、臨床スタッフが患者についての情報（患者・家族の全体像、看護方針、看護目標、看護計画、ケアの留意点、当日の計画 など）を説明する
- ・1日のふりかえりを当日の担当者とともに行う
- ・翌日の計画が明らかな場合はその内容を研修担当者に伝え調整する
- ・患者が目的外使用に同意していない場合はカルテの閲覧はしない
- ・研修生は、記録は行わない
- ・医療行為は行わず、見学とする
与薬（内服、坐薬、注射、シリンジエクターやポンプ類の取り扱い）、
麻薬の取り扱い、採血、胃管カテーテルの挿入や経管栄養、導尿、浣腸・摘便など
- ・保清、食事介助、体位変換、移動、排泄介助は臨床スタッフとともに行う
- ・散歩はスタッフ（看護師、ヘルパー、ボランティア他）とともに行う
- ・研修生が面談に入る場合には臨床スタッフが患者または家族の承諾を得る
患者、家族には断る権利があることもあわせて説明する
- ・患者・家族と研修生だけのかかわりを持ちたい場合には、話す目的や内容を明らかにし、研修担当者の指導受け介入する。介入後は必ず報告を行なう。
患者・家族から答えを求められたとき（たとえば病状や予後、治療方針など）にはチームに返して答えをかえすことを説明し、臨床スタッフに報告する
- ・研修に関連した解決の難しい問題や事故（患者・家族に関連したものや実習中の針刺し事故など）が発生した場合にはすみやかに研修指導者に報告する
- ・患者ケア全般において倫理的配慮を十分に行う
実習中知りえた患者の個人情報や施設に関連する情報については守秘義務を守る
診療録などの記録物を無断でコピーしない
- ・写真撮影は設備のみとする
- ・臨床スタッフが判断に迷う場合には研修指導者に相談し対処する